

## 公開再質問状と町の回答書について

### 再質問状の主旨

第18条 第3条ただし書きの規定は、第4条第2項に規定する回答書及び確認文書の持参並びに第8条に規定する印鑑登録証の受領、第9条第1項に規定する印鑑登録証の再交付申請、第10条に規定する印鑑登録証の亡失の届出、第11条に規定する印鑑登録廃止の申請及び**第13条に規定する印鑑登録証明書の交付申請**について準用する。

#### (印鑑登録原票の再製)

第13条 町長は、印鑑登録原票を再製する必要があると認めるときは、当該印鑑登録者に対して登録印鑑の提出を求め、印鑑登録原票を再製することができる。

#### (印鑑登録証明書の交付申請)

第15条 印鑑登録者又はその代理人が、当該印鑑登録者の印鑑登録原票に登録されている事項に関する証明書（以下「印鑑登録証明書」という。）の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を提示して町長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が自ら申請する場合において、登録印鑑を提示し、及び第4条第4項第1号に規定する文書を提示したときは、印鑑登録証の提示は必要としない。

よって、第18条は「**第13条に規定する印鑑登録原票の再製**」または「**第15条に規定する印鑑登録証明書の交付申請**」の記載誤りではないかと、指摘しています。

### 町回答書の主旨

第18条 第3条ただし書きの規定は、第4条第2項に規定する回答書及び確認文書の持参並びに第8条に規定する印鑑登録証の受領、第9条第1項に規定する印鑑登録証の再交付申請、第10条に規定する印鑑登録証の亡失の届出、第11条に規定する印鑑登録廃止の申請及び**第13条に規定する登録印鑑の提出**について準用する。

公開再質問状にて指摘する**条例の条文は間違っており、回答できない。**

※町回答書の主旨に記載している条例が2月26日に議決した条例です。